



下水道管理設箇所（建築不可）

配管理設箇所（建築不可）

行政財産の目的外使用許可必要箇所  
（地番464番2の一部）

<借地エリア>

①	先行駐車場整備用地
②	場内管理棟用地
③	現駐車場西エリア
④	現駐車場東エリア
⑤	競輪用駐車場エリア

<業務エリア>

A	仮設場外車券売場設置運営業務
B	テータカ広場移転維持管理業務

別紙5 借地エリア及び業務エリア概略図